

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 6. 1 0改正)	現 行 (R 5. 1 0)
<p style="text-align: center;"><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p> <p><b>第1章 総則</b>  <b>第1-1条~第1-31条</b> [略]  <b>第1-32条 安全等の確保</b>                      1~7                      8 (1) ~ (3) [略]  <u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u>                      9~11 [略]  <b>第1-33条~第1-37条</b> [略]  <b>第1-38条 保険加入の義務</b>                      受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。  <u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u>  <b>第1-39条 環境負荷低減への取組</b>  <u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u>  <u>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）</u>  <u>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u>  <u>(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達</u>  <u>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</u>  <u>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u>  <b>第1-40条</b> [略]  <b>第2章~第4章</b> [略]  <b>第5章 サウンディング</b>  <b>第1節~第4節</b> [略]  <b>第5節 スクリューウエイト貫入試験</b> (<del>旧</del>スウェーデン式サウンディング試験)  <b>第6節</b> [略]  <b>第6章</b> [略]  <b>第7章 解析等調査業務</b>  <b>第7-1条</b> [略]  <b>第7-2条 業務内容</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p> <p><b>第1章 総則</b>  <b>第1-1条~第1-31条</b> [略]  <b>第1-32条 安全等の確保</b>                      1~7                      8 (1) ~ (3) [略]                      【新設】                      9~11 [略]  <b>第1-33条~第1-37条</b> [略]  <b>第1-38条 保険加入の義務</b>                      受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。                      【新設】                      【新設】  <b>第1-39条</b> [略]  <b>第2章~第4章</b> [略]  <b>第5章 サウンディング</b>  <b>第1節~第4節</b> [略]  <b>第5節 スクリューウエイト貫入試験</b> (スウェーデン式サウンディング試験)  <b>第6節</b> [略]  <b>第6章</b> [略]  <b>第7章 解析等調査業務</b>  <b>第7-1条</b> [略]  <b>第7-2条 業務内容</b></p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 6. 1 0改正)	現 行 (R 5. 1 0)
<p>解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存資料の収集・現地調査               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係文献等の収集と検討</li> <li>(2) 調査地周辺の現地踏査</li> </ol> </li> <li>2 資料整理とりまとめ               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種計測結果の評価及び考察</li> <li>(2) 異常データのチェック</li> <li>(3) 試料の観察</li> <li>(4) ボーリング柱状図の作成</li> </ol> </li> <li>3 断面図等の作成               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地層及び土性の判定</li> <li>(2) 土質又は地質断面図の作成 <u>(断面図は着色するものとする)</u></li> </ol> </li> <li>4 総合解析とりまとめ               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討</li> <li>(2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定</li> <li>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定</li> <li>(4) 地盤の透水性の検討 (現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)</li> <li>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討 (具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討)</li> <li>(6) 設計・施工上の留意点の検討 (特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第7-3条 [略]</b></p> <p><b>第8章~第12章 [略]</b></p> <p style="text-align: center;"><b>測量業務共通仕様書</b></p> <p><b>第1条~第31条 [略]</b></p> <p><b>第32条 安全等の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1~4 [略]</li> <li>5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ~ (3) [略]</li> <li><u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></li> </ol> </li> <li>6~8 [略]</li> </ol> <p><b>第33条~第37条 [略]</b></p> <p><b>第38条 保険加入の義務</b></p> <p>[略]</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p>	<p>解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存資料の収集・現地調査<sub>。</sub> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係文献等の収集と検討<sub>。</sub></li> <li>(2) 調査地周辺の現地踏査<sub>。</sub></li> </ol> </li> <li>2 資料整理とりまとめ               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種計測結果の評価及び考察<sub>。</sub></li> <li>(2) 異常データのチェック<sub>。</sub></li> <li>(3) 試料の観察<sub>。</sub></li> <li>(4) ボーリング柱状図の作成<sub>。</sub></li> </ol> </li> <li>3 断面図等の作成               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地層及び土性の判定<sub>。</sub></li> <li>(2) 土質又は地質断面図の作成<sub>。</sub> <u>なお、断面図は着色するものとする。</u></li> </ol> </li> <li>4 総合解析とりまとめ               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討<sub>。</sub></li> <li>(2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定<sub>。</sub></li> <li>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定<sub>。</sub></li> <li>(4) 地盤の透水性の検討<sub>。</sub> (現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)</li> <li>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討<sub>。</sub> (具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討)</li> <li>(6) 設計・施工上の留意点の検討<sub>。</sub> (特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第7-3条 [略]</b></p> <p><b>第8章~第12章 [略]</b></p> <p style="text-align: center;"><b>測量業務共通仕様書</b></p> <p><b>第1条~第31条 [略]</b></p> <p><b>第32条 安全等の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1~4 [略]</li> <li>5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ~ (3) [略]</li> <li><b>[新設]</b></li> </ol> </li> <li>6~8 [略]</li> </ol> <p><b>第33条~第37条 [略]</b></p> <p><b>第38条 保険加入の義務</b></p> <p>[略]</p> <p><b>[新設]</b></p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 6. 1 0改正)	現 行 (R 5. 1 0)
<p><b>第39条 環境負荷低減への取組</b>  <u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等)</u></p> <p>(2) <u>プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p>(3) <u>環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p>(4) <u>生物多様性に配慮した事業実施</u></p> <p>(5) <u>みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p><b>第40条 [略]</b></p> <p style="text-align: center;"><b>設計業務共通仕様書</b></p> <p>第1章 総則  <b>第1-1条~第1-36条 [略]</b>  <b>第1-37条 保険加入の義務 [略]</b></p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p><b>第1-38条 環境負荷低減への取組</b>  <u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等)</u></p> <p>(2) <u>プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p>(3) <u>環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p>(4) <u>生物多様性に配慮した事業実施</u></p> <p>(5) <u>みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p><b>第1-39条 [略]</b></p> <p>第2章 [略]</p> <p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務共通仕様書</b></p> <p>第1章 総則  <b>第1条~第30条 [略]</b>  <b>第31条 安全等の確保 [略]</b></p>	<p>[新設]</p> <p><b>第39条 [略]</b></p> <p style="text-align: center;"><b>設計業務共通仕様書</b></p> <p>第1章 総則  <b>第1-1条~第1-36条 [略]</b>  <b>第1-37条 保険加入の義務 [略]</b></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><b>第1-38条 [略]</b></p> <p>第2章 [略]</p> <p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務共通仕様書</b></p> <p>第1章 総則  <b>第1条~第30条 [略]</b>  <b>第31条 安全等の確保 [略]</b></p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 6. 1 0改正)	現 行 (R 5. 1 0)
<p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p><u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>6～8 [略]</p> <p><b>第32条～第36条 [略]</b></p> <p><b>第37条 保険加入の義務</b> [略]</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p><b>第38条 環境負荷低減への取組</b> 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>(1) <u>オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等)</u></p> <p>(2) <u>プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p>(3) <u>環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p>(4) <u>生物多様性に配慮した事業実施</u></p> <p>(5) <u>みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p><b>第39条～第78条 [略]</b></p> <p><b>第79条 区分地上権設定範囲図の作成</b> 区分地上権設定範囲図の作成は、区分地上権設定図 (用地平面図) と縦断図等を合成した図面を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲 (上下範囲) 及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、調査職員が指示する事項を記入するものとする。</p> <p><b>第80条～第156条 [略]</b></p> <p><b>第157条 補償説明</b> 補償説明とは、<u>土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、</u></p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。</p> <p>[新設]</p> <p>6～8 [略]</p> <p><b>第32条～第36条 [略]</b></p> <p><b>第37条 保険加入の義務</b> [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><b>第38条～第77条 [略]</b></p> <p>[新設]</p> <p><b>第78条～第154条 [略]</b></p> <p><b>第155条 補償説明</b> 補償説明とは、<u>権利者に対し、土地の評価 (残地補償を含む。) の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容 (以下「補償内容等」という。) の説明を行うことをいう。</u></p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 6. 1 0改正)	現 行 (R 5. 1 0)
<p><u>その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明</u>を行うことをいう。<u>ただし、補償説明には、土地調書及び物件調書並びに土地改良事業用地事務処理要領(平成11年7月13日付け11構改D第478号農林水産省構造改善局長通知)第49条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。</u></p> <p><b>第158条 概況ヒアリング等</b>            受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から、<u>当該事業の計画概要</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>権利者ごとの補償内容、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握するものとする。</u></p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接等により</u>補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p><b>第159条 説明資料の作成等</b>            権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これらの業務</u>が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討            (2) 権利者等ごとの<u>補償説明に係る事項</u>の整理            (3) 権利者等に対する説明用資料の作成</p> <p><b>第160条 権利者等に対する説明</b>            権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) <u>権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(2) <u>権利者等と面接等を行うときは、</u>事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。</p> <p>2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償説明</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p><b>第161条 記録簿の作成</b>            受注者は、<u>権利者等と面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。</p> <p><b>第162条 説明後の措置</b>            受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>当該権利者等に係る補償説明</u>の全てについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、<u>又は</u>当該事業計画、<u>補償説明若しくは</u>その他の事項で意見の相違等がある</p>	<p><b>第156条 概況ヒアリング等</b>            受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から、<u>当該事業の内容</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>補償内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受けるものとする。</u></p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等と面接し</u>補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p><b>第157条 説明資料の作成等</b>            権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これら業務</u>が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討            (2) 権利者ごとの<u>補償内容等</u>の整理            (3) 権利者に対する説明用資料の作成</p> <p><b>第158条 権利者に対する説明</b>            権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること。</u></p> <p>(2) <u>権利者と面接するときは、</u>事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。</p> <p>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償内容等</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p><b>第159条 記録簿の作成</b>            受注者は、<u>権利者と面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。</p> <p><b>第160条 説明後の措置</b>            受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>当該権利者に係る補償内容等</u>の全てについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、権利者が説明を受け付けない <u>若しくは</u>当該事業計画、<u>補償内容等又は</u>その他の事項で意見の相違等がある</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 6. 1 0改正)	現 行 (R 5. 1 0)
<p>るため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p> <p><b>第163条～第167条</b> [略]</p> <p><b>第168条 費用負担の説明</b>  費用負担の説明とは、<u>公共事業</u>に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>費用負担の有無</u>、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><b>第169条 概況ヒアリング等</b>  受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から、<u>当該事業の計画概要</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの費用負担の内容等、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握する</u>ものとする。  2 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接等により</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p><b>第170条 説明資料の作成等</b>  権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>調査職員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。  (1)～(3) [略]</p> <p><b>第171条 権利者に対する説明</b>  権利者に対する説明は、<u>調査職員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとする。  (1) <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。</u>  (2) [略]  2 [略]</p> <p><b>第172条 記録簿の作成</b>  受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。</p> <p><b>第173条～第199条</b> [略]</p>	<p>ため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p> <p><b>第161条～第165条</b> [略]</p> <p><b>第166条 費用負担の説明</b>  費用負担の説明とは、<u>県営事業</u>に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><b>第167条 概況ヒアリング等</b>  受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から<u>当該工事の内容</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>費用負担の内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。  2 受注者は、<u>現地踏査後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等と面接し</u>、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p><b>第168条 説明資料の作成等</b>  権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。  (1)～(3) [略]</p> <p><b>第169条 権利者に対する説明</b>  権利者に対する説明は、次の各号に<u>より行うもの</u>とする。  (1) 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること。</u>  (2) [略]  2 [略]</p> <p><b>第170条 記録簿の作成</b>  受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。</p> <p><b>第171条～第197条</b> [略]</p>



現 行 (R5.10)

調査・測量・設計業務共通仕様書 H26.10版 (参考01 契約に係る提出書類等の書式)

種別	No.	書類名称	作成者		契約約款	書類作成の根拠				事務処理要領	その他	備考(様式等)	
			発注者	受注者		地質・土質調査	測量	設計	用地調査等			HP掲載	事務処理要領
業務書類		業務計画書の提出について		<input type="checkbox"/>		第1-10条	第11条	第1-11条	第32条			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		業務に関する報告書		<input type="checkbox"/>	第14条							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		業務に関する指示書	<input type="checkbox"/>		第8条第4項					第9条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		業務に関する承諾書		<input type="checkbox"/>					第30条	第9条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他		打合せ記録簿		<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		担当技術者届		<input type="checkbox"/>									
		担当技術者届履歴書		<input type="checkbox"/>									
		担当技術者変更届		<input type="checkbox"/>									
		調査職員の選任通知	<input type="checkbox"/>										<input type="checkbox"/>
	調査職員選任の変更通知	<input type="checkbox"/>		第8条第1項 第8条第1項	第1-5条	第6条	第1-5条	第6条	第8条			<input type="checkbox"/>	

※ 契約約款：香川県土木設計業務等委託契約約款

事務処理要領：香川県農業土木工事の設計及び測量調査業務監督検査事務処理要領

上表の備考欄中、HP掲載様式については、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)の組織から探す→土木監理課→公共工事の入札・契約→工事情報→各種様式集からダウンロードするものとする。

改正案 (R6.10改正)

調査・測量・設計業務共通仕様書 R6.10版 (参考01 契約に係る提出書類等の書式)

種別	No.	書類名称	作成者		契約約款	書類作成の根拠				事務処理要領	その他	備考(様式等)	
			発注者	受注者		地質・土質調査	測量	設計	用地調査等			HP掲載	事務処理要領
業務書類		業務計画書の提出について		<input type="checkbox"/>		第1-10条	第11条	第1-11条	第42条			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		業務に関する報告書		<input type="checkbox"/>	第14条							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		業務に関する指示書	<input type="checkbox"/>		第8条第4項					第9条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		業務に関する承諾書		<input type="checkbox"/>					第10条	第9条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他		打合せ記録簿		<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		担当技術者届		<input type="checkbox"/>									
		担当技術者届履歴書		<input type="checkbox"/>									
		担当技術者変更届		<input type="checkbox"/>									
		調査職員の選任通知	<input type="checkbox"/>										<input type="checkbox"/>
	調査職員選任の変更通知	<input type="checkbox"/>		第8条第1項 第8条第1項	第1-5条	第6条	第1-5条	第7条	第8条			<input type="checkbox"/>	

※ 契約約款：香川県土木設計業務等委託契約約款

事務処理要領：香川県農業土木工事の設計及び測量調査業務監督検査事務処理要領

上表の備考欄中、HP掲載様式については、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)の組織から探す→土木監理課→公共工事の入札・契約→工事情報→各種様式集からダウンロードするものとする。